

令和4年1月

## 橋本市教育委員会定例会会議録

令和4年1月21日

## 教育委員会定例会会議録

開催日時 令和4年1月21日(金) 午前9時43分～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席委員	教育長職務代理者	中尾 悦子		
	委員	田中 敬子	吉田 元信	
	教育長	今田 実		
欠席委員	委員	籾下 純男		

出席職員	教育部長	阪口 浩章	教育総務課 課長	正林 寿和
	学校教育課 課長	森口 伸吾	生涯学習課 課長	萱野 健治
	中央公民館 館長	深本 恵里	教育総務課 課長補佐	浦 貴則
	学校給食センター センター長	井上 恵二	教育総務課 企画総務係長	久保田 芳弘

### 1 開会

### 2 前回会議録の承認について

### 3 会議録署名委員の指名について

### 4 報告事項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 令和3年12月市議会定例会一般質問について

### 5 付議事項

議案第1号 令和3年度橋本市教育功労賞受賞者の選考について

### 6 その他

・協議事項

・連絡事項

開会 午前9時43分

教育長

おはようございます。  
本日の出席委員は4名です。これから、1月定例会を開会します。  
前回の会議録の承認について、田中委員、お願いします。

田中委員

内容を確認しました。的確に記載されておりました。

教育長

ありがとうございます。  
次に、今回の会議録署名委員は、中尾委員にお願いします。

中尾委員

はい、わかりました。

教育長

報告第1号教育状況について、私から報告します。  
12月25日、26日に行われた、2021年度近畿ESDコンソーシアム成果発表会・実践交流会について報告します。

成果発表会・実践交流会は、奈良教育大学で毎年この時期に行われています。今年度は、ESD子どもフォーラムで、あやの台小学校五・六年生20名が3年間にわたり取り組んできたことについて発表しました。また、ESD実践交流会では、高野口小学校榊校長が「未来を創る子どもの育成—ユネスコスクールとしての責務—」と題して、実践発表を行いました。

まず、ESD子どもフォーラムでのあやの台小学校の発表について紹介します。四年生では川上村との交流を行いながら、水の大切さ、森と命をテーマに取り組み、「きれいな水1杯の中に、森の命や人の努力がこもっていること」を学んだこと、五年生では、自分たちで作ったものを販売することを通して「人の役に立つこと、目的のために努力や協力をすることの大切さ」について、またスポーツゴミ拾いを通して「ごみのないきれいな町は、自分たちでつくれる」ことについて学んだこと、六年生では防災や平和をテーマに取り組み、「本当の平和とは何か、そのために私たちは何をするのか」を考えるようになったことについて、という内容でした。子どもたちの学びの足跡を聞いて、本当に学ばなければならないのは私たち大人ではないのかと反省させられるほどでした。参加者からは、実践、そして子どもたちの学びに高い評価をいただきました。

次に、高野口小学校榊校長の発表について紹介します。高野口小学校に校長として着任して以来、学校教育目標や研究組織を刷新し、ESD、SDGsをテーマに取り組んでいる内容でした。具体的には、「ふるさと学習」を全学年で取り組むことで、高野口の自然や歴史、文化遺産などを知ることや地域の方との交流を通して郷土愛を育てること、地域の一員であることを自覚し、積極的に地域に関わろうとする態度を育成し、価値観や行動の変容につなげることについて、また、児童会をSDGs推進委員に任命し、学校・地域にSDGsを広めるための主体的な活動を促すことなどについて発表されました。

昨年、橋本市が「SDGs日本モデル」宣言に賛同し、持続可能な橋本市を目指し、取り組みを進めています。教育委員会においても、全ての学校で持続可能な開発目標を目指すと同時に、教育の質を高め持続可能な社会の創り手となるために必要とされている力を付けるためにESDを推進していきたいと考えています。

次に、1月9日に、県立橋本体育館メインアリーナで行った、令和4年橋本市成人式について報告します。今年度の対象者は、688名です。事前の感染症対策の依

頼と周知、入退場動線の工夫、二部制による密の回避等、感染症対策を行い実施しました。内容は昨年同様、式典の部では、市長からの式辞、橋本市議会議長の祝辞、新成人代表の言葉の構成とし、短時間となるようにしました。式典終了後、恩師からのビデオレター上映のアトラクションを行い、1時間弱の成人式としました。おおむね、厳粛な式典でした。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について報告します。オミクロン株が全国的に急激な感染拡大を見せています。和歌山県では、1週間以上100名を超える感染者が報告され、1月19日には、272名の過去最高の報告者数となっています。橋本保健所管内も、和歌山県が過去最高の感染者数を記録した19日には33名の感染者数となるなど、感染者が増えている状況となっています。このため、和歌山県の方針である「感染者の全員入院」が維持出来なくなっており、軽症や無症状の方については、自宅や宿泊施設での療養となっています。これ以上の感染を食い止めるために、橋本市として、公共施設と一部の公園について、1月18日から当分の間、利用を中止させていただくことになりました。市民の皆様にはご不便とご迷惑をおかけすることとなりますが、これ以上感染を拡大させないためのやむを得ない措置ということで、ご理解をお願いしているところです。

以上で教育状況について、報告を終わります。

暫時休憩します。

再開します。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

ないようですので、これで報告第1号を終わります。

次に、報告第2号に入ります。令和3年12月市議会定例会一般質問について、報告をお願いします。事務局から説明願います。

教育総務課 課長

令和3年12月市議会定例会一般質問について、報告をさせていただきます。

本議会では、6名の議員から質問をいただきました。資料については、2-2から2-11に掲載のとおりです。それぞれの担当課から順次説明させていただきます。

学校給食センター  
センター長

報告させていただきます。質問議員は岡本議員です。発言事項ですが、「本市のSDGsの取組みについて」ということで、再質問になるのですが「給食センターでの食品ロスの残量と、それを削減するための取組みについては何をしているのか。」という問いがありました。

食べ残しなどの量の把握と残食量の行方については記載のとおりで、取組みとしては出来るだけ旬の食材を発注することや、学校での食育の授業で栄養教諭が講師となり食の大切さを伝え、食べ残しや調理残渣を減らす工夫を日々行っていると答弁いたしました。

それから再質問になりますが、環境省が学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R推進モデル事業集を出しており、本市でも取り入れてみてはどうかという問いがあり、このマニュアルの他市の事例などを参考に取組めるところは取り入れてまいりますと答弁を行いました。以上です。

学校教育課 課長

資料には載せておりませんが、「学校現場ではどうですか。」という再質問がございまして、先程教育長から教育状況の報告にもありましたが、学校としましては食品ロス削減も含めて市内小中学校がESDを推進していくことということで回答しております。

学校教育課 課長

続きまして、南出議員から「子どもの幸福度の向上について」という質問がござ

いました。ユニセフの調査で「身体的健康は1位ですが、精神的幸福度が低い。自殺率も平均より高い。これらについてどのようにお考えですか。」ということと、これに関連して「いじめについての現状と、いじめの定義を教えてください。」という質問がありました。答弁としましては、精神的幸福度の低さについては、教育のあり方と子どもの精神的幸福度は深い関係にある。このことを踏まえて、学校においては学習指導要領に示されている子どもの主体性を尊重したり、自己肯定感を高めたりする取組みがより一層重要である。教育委員会としても、これまで以上に学校と保護者や地域が一体となって自他共に大切さが認められる、子ども自身が実感出来るような取組みを積極的に推進していくということでお答えさせていただきました。

いじめの定義につきましては、いじめ防止対策推進法に示されているものを回答させてもらいました。いじめの件数につきましても、全国と比べると非常に橋本市は多いのですが、年3回以上のいじめアンケートを実施して子どもたちの人権感覚が高められているものと認識しているということと、今後も子どもたちの様子をよく見ていじめの防止と対策について取り組んでいくということで回答させていただいています。以上です。

中央公民館 館長

質問議員は辻本議員です。発言事項といたしましては、公民館等の公共施設の利用制限解除についてということで、「公民館で開設している『こども食堂』の飲食の開始に向けた今後の市としての統一見解を問う。」ということでした。このことにつきましては、公民館における見直しをしております。

貸館については、見直し前は1日1回、半日単位としていましたが、見直し後は終日ご利用いただけます。

各部屋の定員については、これまでは50%の定員でしたが、見直し後は上限75%と緩和をしております。調理と飲食を伴う事業については、これまでは調理実習のみで料理については持ち帰っていただいておりますが、今回の見直しにより基本的な感染対策に加え、密にならないよう黙食とし、また、食事が終わればマスクの着用をしてもらう。こういうことで公民館のほうを緩和し、公民館の利用の内容に沿っていただくということで、議員がお質しの「こども食堂」についても同じようにご利用くださいということで答弁しております。

学校給食センター  
センター長

質問議員は田中議員です。答弁者は総務部長です。質問内容は、「滞納整理の状況について」で、答弁は4点目の移管予告の効果の答弁の中で、学校給食費の回収は、令和元年では18件、33万9千500円、令和2年では21件、52万9千円、また現在移管協議中ですが、令和3年度で11件、15万9千190円を回収していると答弁しております。

再質問ですが、令和元年から令和3年に行った移管予告の総額と件数を年度別でということで、「学校給食費では117件、総額391万8千980円の移管予告を行っており、年度別では令和元年度で40件133万8千350円、令和2年で41件、134万500円、令和3年で36件124万130円となり、この学校給食費について移管協議中ですので、ここから増加する予定となっております。」と回答しております。

次に、支払い督促の総額と件数をという問いに、支払い督促の総額と件数はこれまで総務課では15件、総額141万5千454円に対する支払督促を実施しており、15件の債権の内訳としては学校給食費9件となっております。最後に「支払督促としての回収状況、また、未回収についてはどうしていくのか。」という質問に対して、「支払督促をしての回収状況の中で未回収内訳として、現在、給食費では5件、

59万4千900円となっています。」と答弁しております。以上です。

生涯学習課 課長

阪本久代議員から、「文教施設の使用料減免制度見直しを」ということで、去年の10月から文教施設の使用料減免制度の見直しが初めて適用されたということで、10月の使用料について団体の割合、使用料について問いがありました。

答弁は以下のとおりで、10月の使用件数全体が1,909件、うち条例どおりの通常の使用料を徴収したのが91件で4.8%、激変緩和による使用料を徴収したのが674件で35.3%、免除が1,144件で59.9%となっているということを報告させていただきました。このうち、激変緩和による使用料を徴収した分が、今回の減免制度見直しにより、従来免除であったものが、新たに使用料をいただくことになったものとなりますので、使用件数の割合で言うと35.3%がそれに当たるということになります。このうち、地区公民館サークルだけで見ると540件のうち、激変緩和適用分が470件で87.0%、免除が70件で13%になっています。また、社会教育団体だけで見ると、598件で激変緩和適用分が204件で34.1%、免除が394件で65.9%という割合になっているということでした。それと、10月の使用料につきましては、全体で93万4千65円、うち激変緩和適用分が31万円ということで報告させていただきました。再質問等は特にありませんが、議員としては「使用料を元に戻してください。」という主張がありました。以上です。

学校教育課 課長

板橋議員から「不登校の課題について」ということで、本市の現状と、学校外の施設、フリースクールの現状。また、そのような施設への補助について質問がございました。

不登校の現状につきましては、全国に比べると中学校については多くて、ここ数年このような傾向が続いているということで、これらのことにつきましては、教育相談センター長からこの会で説明していただいているようなことを回答させていただきました。

フリースクールにつきましては、現状詳細については把握していないということと、いろんな取組みをされているということで連携していくということも考えられるということ。そして、そのような施設への補助については、フリースクールというのは多種多様なところがございますので、今後、市内にあるフリースクールについては、まず、実態を把握して整理していきたいという旨の回答をさせていただいております。以上です。

教育長

報告が終わりました。

このことについてご質問・ご意見はありませんか。

田中委員

岡本議員から、ご質問いただいた給食のことについてです。この資料の中に「今後、検討出来そうなことは」というようなことを書いてくださっていて「給食時間の確保とかはどうか。」というように書いてくださっています。学校の状態はわからないですが、子どもに聞いたところ「おかわりする子の時間までは取れない。」ということだったので、もう少し給食時間の確保が出来たほうが良いのかなと私は聞かせてもらって思いました。現場のことがわからないので、そういったことも聞いてくださったほうが良いかなと思ったので、この意見は良いかなと思いました。

それと、問題意識を持つことが大切なので、子どもたちに食べ残しの「見える化」というのは是非していただけたらと思います。もちろん「見える化」した後に

結果が出た際には励ましや褒める、もっと活動を広めていくというようなことがあれば子どもたちも考えて、今後、知っていくのかなと思うのでこれはすごく良いことだなと思いました。

学校給食センター  
センター長

今ご意見いただいたとおり、給食センターでは各学校の状況がわからないところがあります。2月に給食主任者会議、市内の小中学校 19 校、給食主任者が集まります。その場で、各学校の給食を食べ始める時間や取っている時間、それを聞き取りさせてもらい、今言っていたように長く給食の時間を取れるように調整していきたいと考えております。

「見える化」についてもセンターで、情報を提供して各学校で利用していきたいと考えております。以上です。

田中委員

もう一点ですが、給食の時間に放送が流れたりしていると思うのですが、献立表のところに書いてくださっているようなことを親は読みますが、子どもに伝えるということは中々出来ないので、学校でも放送時間内に紹介出来るような機会があれば良いのかなと思いました。以上です。

学校教育課 課長

ありがとうございます。どこの学校でも、その日のメニューや裏面に書かれている給食センターのいろんなことが書かれています。それぞれの学校の委員会活動での取組みで、給食委員会からのお知らせということでそのようなことをしている学校があるということは認識しておりますので、どんどん広げていっていかれたらと思います。

教育長

他にありませんか。

中尾委員

資料の岡本議員の答弁のところで、「できるだけ旬の食材を発注することで、皮や芯などの食材に適さない部分を減らす工夫を行っています。」ということですが、どういうことかわかりづらいので教えていただきたいです。

それともう一点、小学校から SDGs をきちんと実践を持って食品ロスにならないような、先程の教育長の話にもあったように日本モデルに橋本市が昨年からなっているということをお聞きしまして、大変良いことだと思い聞かせていただきました。こういうところで子どもたちが実践して自然に身に付けていくことがとても大切なことだと思いました。すみませんが食材のことをお聞かせください。

学校給食センター  
センター長

ただいまの問いにお答えします。旬の食材を出来るだけ使うというのは、「食べ残し」ではなく「調理残渣」ということで、調理する段階で出てくるロスになるのですが、どうしても旬以外の食材ですと可食部が少なくなる。例えば、キャベツですと旬以外のものであれば芯が大きくなります。旬になると芯の部分が少なく可食部分が多くなります。調理の段階で皮をむいたり、芯を取ったりそういう工程がありますが、旬の食材を使うことによって、そういう部分がすごく減らすことが出来るということです。

中尾委員

ありがとうございます。小さなことですが、すごく気になったので訊かせていただきました。ご説明いただいてよくわかりました。

教育長

他にありませんか。

田中委員

板橋議員のフリースクールのことでお聞きしたいです。不登校の子どもたちの行き場が、たくさん選択肢があれば良いと思います。今は把握していく状態だということですが、色々見せてもらうと公的なものではないので補助とかは難しいということで、クーポンにしたら良いのではないかということも他府県で検討されていたりするようなので、今後そういった形で選びやすい方向に出来るように色々検討していただけたらと思います。

教育長

現在橋本市内では、2 か所あるということで把握しております。法的な部分では、お金の面での補助とかは中々しにくいということがあるということも調整する中でわかっているのですが、そしたら何が出来るのかというと、そこまでの議論は出来ていない状況なので、今聞かせてもらったことも含めて研究もしていかなければいけない段階であります。

他にありませんか。

学校給食センター  
センター長

先程の中尾委員のご質問ですが、旬の食材を使うというのは、旬を使うことによって安く仕入れることが出来ます。安く仕入れることは、食品ロスには関係ないですが、今は1年間どの食材でも手に入るのですが、旬になると一番おいしい食材が入ります。それを使うことによって食べ残しを減らすと、そういうことにも繋がると考えております。以上です。

中尾委員

旬の食材については理解出来たのですが、皮や芯を使うことが旬とどう関係があるのかよくわからなかったもので、はい。ありがとうございます。

教育長

他にありませんか。

中尾委員

阪本議員のご質問のお答えになったところで、激変緩和による使用料を徴収するようになった10月からの金額をこの資料に書いてくださっているのですが、今コロナ禍で中々施設を利用することも定まってないと思うのですが、使用料を取るようにしてから会場の利用具合と、それまでの利用具合は今わかるところで良いので教えていただきたいです。

生涯学習課 課長

手元に資料がないので、詳しい件数まではすぐにお答えできないのですが、調べたところ件数自体はそんなに減ってはなく、同程度だったというふうに記憶しております。これも10月のみの一月だけの判断になりますのでわからないのですが、1年単位での検証も踏まえて、次回の見直しにつなげていきたいと思っております。ですので、10月時点では減ったということは認められませんでした。

教育長

他にありませんか。

田中委員

田中議員からお金の未回収のことについて、ご質問があったと思うのですが、学校給食費9件となっています。払えるけれど、払えない人を対象として「払ってください。」という請求をすることと、生活困窮の人も発見出来る利点もあるというふうに、この質問の中にあつたと思うのですが、学校給食費未回収のところは個人情報もあると思うのですが、そういった家庭環境のことは福祉との連携はされていますか。



教育長 暫時休憩します。  
再開します。  
他にありませんか。  
ないようですので、これで報告第2号を終わります。  
報告事項が終わりました。続いて付議事項に入ります。  
議案第1号令和3年度橋本市教育功労賞受賞者の選考についてを議題とします。  
事務局から説明願います。

教育総務課 課長 本件については、橋本市教育委員会表彰規程に基づき、受賞者を別紙のとおり定  
めたいというものであります。今年度はすべて学校教育関係で、三石小学校長の前  
田文久氏、橋本小学校長の奥田雅昭氏、応其小学校長の辻脇昌義氏、紀見北中学校  
長の南正樹氏、隅田中学校長の中尾充雄氏の5名の方を推薦しております。  
いずれの方もこの3月末で定年退職を迎えられる方々です。  
経歴・功績は資料3-3から3-12に掲載のとおりですので、詳細については割  
愛させていただきます。  
説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。  
議案第1号について、ご質問・ご意見はありませんか。

吉田委員 大したことはありませんが、中学の教員をやってもらっていた辻脇校長は、  
「専門教科である英語科の指導はもとより」という表現で書いてもらっていて、辻  
脇校長の専門は英語であるということは理解出来ますが、あとの前田校長、南校長  
は「教科指導」ということで書かれています。可能であれば専門科目を書いてい  
ただいたほうがよりわかりやすいと思います。

学校教育課 課長 それぞれ専門がございまして、教科がわかるようにこれからしていきたいと  
思います。ちなみに申し上げますと、南校長は社会です。中尾校長は理科になりま  
す。前田校長は社会です。

教育長 よろしいでしょうか。

吉田委員 はい。ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。  
ないようですので、議案第1号について原案のとおり決することにご異議あり  
ませんか。異議なしと認めます。議案第1号は原案のとおり決しました。  
次に、その他の協議事項に入ります。  
まず、事務局から何かありませんか。  
次に、委員の皆様から何かありませんか。

中尾委員 1月12日に橋本市保護司会と橋本中央中学校との初めての懇談をもちまして、  
これまで他団体との繋がりをもっていこうと言いながら出来ていなかったの  
で、この度、学校で時間を取っていただいて懇談をさせていただきました。その時  
に、青少年センターの先生方に間に入っていただいて懇談させていただきました。  
私たちは12、3名だったのですが、一人ひとりきめ細やかに、大切にしてくださっ

ている教育を現場で聞くことが出来て、とても安心して信頼して帰ることが出来ました。その時に打合せや相談があったので、青少年センターに行かせていただくのにどこに行けば良いのかわからなくて、青少年センターは鍵が掛かっていますし、私は電話より直接ご相談したかったのですが、結局電話をさせていただきました。中央公民館の奥にいらっしゃるということで行かせていただいたのですが、何かすごく不自然に思いました。どうして青少年の健全育成・活動して下さっている方々がこんなに入りにくい場所でいらっしゃるのだろうと思いました。ちょっと用事があるて行かせていただいても公民館の方を介してとか、こちらから大きな声を出してとかそういうふうになってしまいますので、本当は青少年の相談とかはいろんな意味で福祉との連携もありますし、学校との連携とかもあたりするのでとても相談をしにくい場所なので私は不思議に思ったのですが、それはどのような理由であの場所にされているのでしょうか。私が相談しづらいと感じているので、もっと相談をしたい、ちょっとお話をしたい保護者も絶対に行けないと思います。

「青少年センター」ですが、「特に相談しに来なくても良いよ。」というような感じになっているように思います。どうしても私には、あの場所は納得出来ないのです。

教育長

暫時休憩します。  
再開します。

教育部長

相談とか、周知活動とかする際は別室を設けています。相談に至るまでのお話というのは、気軽に入ってもらえると思います。相談となれば別室を確保しておりますのでそういうことは出来るようになっていきます。今は生涯学習課の中に入っておりますが、生涯学習課の部屋は手狭ですので場所を設けられないということになります。同じ建物の中にあることで、学校教育課との連携も取りやすいということもあるので、この文化会館の中に入っております。昔は独立していて、この下の北別館にありましたが、市からそこを使うということで、そこは移動しなければならぬということになりました。相談しづらいということはないのかなと思っております。相談となると別室を用意させていただいております。ただ一定のお客さんということですとこの課でも窓口でお話は出来ますけど、守秘義務が発生するようなことについては、きちっと別室で対応するという事を考えております。

中尾委員

あそこは気軽に行つて相談するとか出来ないと思います。気軽に相談に行つて、別室でということはおかしいと思います。これから益々SNSとか学校教育とかの問題で連携ということを考えたら、同じ教育文化会館であれば、部屋は小さくても良いのであったほうが良いと思います。相談室は「では、別室に行つて相談しましょう。」ということではなくて、青少年センター行けばそういう相談してくれる人がいてくれて、相談に乗ってくれるとか話をちょっと聞いてくれもらえるとか、今の場所ではそういったことで行けないと私は思います。

教育部長

一度センターとも話させていただいて、実際にセンターに来客が入りにくい状況であるということがあれば別途考えていく必要があるのかなと思います。

そこは一度、生涯学習課、青少年センター、また、適切な場所があるかどうか考えないといけないのですが、その辺りは一度内部で話をさせていただきます。

中尾委員 是非お願いします。

教育長 私も場所は、すごく大切な問題だと思います。ただ部屋を一部屋使うとなると、市民の方に使っていただく部屋が減ってしまうということになりますので、またちょっと内部で話をさせていただきます。  
他にありませんか。  
続いて、連絡事項に入ります。  
まず、事務局から何かありませんか。

教育総務課 会議等の日程についてご連絡させていただきます。教育委員会の定例会の日程で  
課長補佐 す。まず来月の2月の定例会につきましては、令和4年2月の8日火曜日、14時から教育文化会館4階第5展示室で開催させていただきます。  
前回13時30分からということでご連絡させていただきましたが、30分遅く開催させていただきたいと思いますので、14時から開催ということでお願いしたいと思います。  
3月の定例会につきましては、3月の22日の火曜日、9時半から同じく4階の第5展示室で開催させていただきたいと思います。  
そして臨時会ということで、人事案件についてご審議していただく、臨時会でございますが、こちらは2月の下旬から3月の上旬を予定しております。日程につきましては決まり次第、お知らせさせていただきたいと思います。

教育長 日程についてよろしいでしょうか。  
他にありませんか。  
次に、委員の皆様から何かありませんか。  
以上で1月定例会を終了します。  
お疲れさまでした。

閉会 午前10時40分

署 名 委 員